

## スタッフ紹介

香取障害者支援センターのスタッフが2名増員されましたのでご紹介いたします。



はじめまして、10月から香取障害者支援センターに来た丸山と申します。まずは香取市に道を知る所からのスタートです。皆様と一緒にごんばって行きますのでよろしくお願いいたします。

11月から入職しました平山と申します。  
1日でも早く戦力になれるよう精一杯努力しますのでよろしくお願いいたします。



新たなスタッフをよろしくお願いいたします。  
また、1月には香取障害者支援センターの体制がまた変わっていく予定となっています。次号にて新体制をご報告してまいりますどうぞよろしくお願いいたします。

## ☆今後の予定☆

- ・2月14日 世話人部会（世話人研修）  
会場・時間：未定
- ・3月8日 総会・設置者部会  
会場・時間：未定
- ・3月26日、27日 サービス管理責任者フォローアップ研修
- ・2月2日 みんなで考える地域生活支援拠点  
時間：10:00～ 会場：香取市中央公民館

平成最後の年末をいかがお過ごしでしょうか。  
2019年には新しい年号になりますね、幸せを感じられる年号がいいなー（個人的に）  
あと、2020年にはオリンピック・パラリンピック。マイナー競技でもいいので見てみたいですね。



発行者 香取障害者支援センター グループホーム支援係

住所：〒287-0101 千葉県香取市高萩1100-2（高萩福祉センター2階）

電話番号：0478-79-6919 FAX番号：0478-75-1688

E-mail：[ya-hayashi@rosario.jp](mailto:ya-hayashi@rosario.jp)

For a good place to live



平成31年1月10日発行  
香取障害者支援センター  
グループホーム支援係発行

第66号

## 香取圏域障害者グループホーム等連絡協議会が設立しました。

平成9月6日（木）に開催しました香取圏域障害者グループホーム等連絡協議会設立総会が開催されました。

設立総会には香取圏域障害者グループホーム等を運営する事業所の他、オブザーバーとして香取市・東庄町・多古町・神崎町の障害福祉担当者をお招きし、総勢16名で会を進行しました。



### 議事進行として

- ① 香取圏域障害者グループホーム等連絡協議会 会則
- ② 平成30年度 役員選出
- ③ 平成30年度 事業計画（案）
- ④ 平成30年度 予算（案）
- ⑤ 入会申込書（案）
- ⑥ 平成30年度 年会費
- ⑦ 香取圏域障害者グループホーム等連絡協議会 組織図（案）

設立総会の議事進行はナザレの家かとり管理者飯島様を選出され議事1から議事7までの審議をいただきました。審議の中で「連絡協議会の入会可能な事業所は事業所の置かれている住所地在香取圏域内にある事業所を対象とするべきだろう」「総会にあたって欠席する事業所があった場合委任状を取っていくべきだろう」とのご意見をいただきました。

設立総会参加者の皆様より審議いただき全議事を全会一致で終了することができました。ありがとうございました。

設立総会において承認をいただきましたので平成30年10月1日（月）より香取圏域障害者グループホーム等連絡協議会がスタートしました。

これから連絡協議会の運営そして、入居者のより良い生活を求めて活動して参ります。

当事者の皆様、事業所の皆様、行政の皆様、地域の皆様、香取圏域障害者グループホーム等連絡協議会をよろしくお願いいたします。



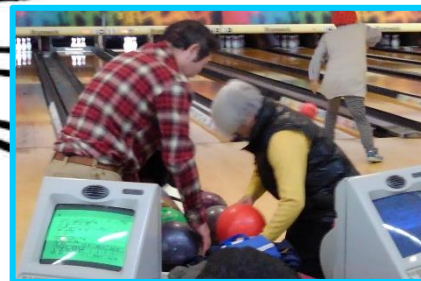
# 利用者交流会 in 佐原ミナミボウル

平成30年11月3日（土）第1回香取圏域障害者グループホーム等利用者交流会は佐原ミナミボウルを会場に開催し32名の方が参加されました。

今回ボーリング大会は香取圏域障害者グループホーム等の入居者にアンケートをとさせていただき、入居者の皆様が実施したい内容として最も多く寄せられたのがボーリングでした。2年前にも1度開催し、前回大会は香取ホームの入居者の皆様が上位を独占されていました。今回の結果はどうだったのでしょうか♪♪



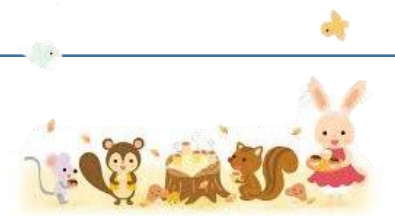
## ボーリング大会



今年も香取ホームの入居者さんが上位独占でした。次回ボーリング大会優勝は誰の手に！！



# なごみ会



平成30年10月10日（水）佐原駅前サロンにてなごみ会を開催しました。普段ひとり勤務の多くなる世話人の皆さんはなかなか仕事のお話をする機会が無いと思います。そこで、偶数月の第2水曜日に定期的にお茶会をすることにしました。研修だと・・・ちょっと話はずらい、そんな世話人さんは是非一度立ち寄ってください。ホッとできる空間と温かいお茶でお待ちしております。



## 健康増進法の一部を改正する法律が改正されました。

平成30年7月25日「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されました。ここでは障害者グループホームとして気をつけなければならないことを取り上げて行きたいと思います。

### 改正の基本的な考え方

- 1 「望まない受動喫煙をなくす」
- 2 「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮」
- 3 「施設の類型・場所ごとに対策を実施」となっています。

### 障害者グループホームの受動喫煙に関すること

- 1：グループホーム屋内（タバコの煙がもれない個人の居室以外）全面喫煙禁止。タバコの煙がもれない個人の居室又は事業者が設置する所定喫煙場所での喫煙であれば可能。（※旅館・ホテルの扱いとグループホームが同等と考えた場合）
- 2：20歳未満が出入りするグループホームの場合敷地内全面禁煙。（20歳未満とは入居者及び職員を指す）
- 3：喫煙場所の掲示が求められる。
- 4：喫煙が禁止されている場所に灰皿を設置してはならない。

### 今後の動向

- 2018年7月頃：国及び地方公共団体が施行開始  
事前周知
- 2019年9月頃：学校・病院・児童福祉施設等、行政機関が施行開始  
※障害者グループホーム施行開始（？）
- 2020年4月頃：全面施行  
※障害者グループホーム施行開始（？）

※現段階でのGHW解釈を掲載しました。公布資料を見ると障害者グループホームがどの枠組みに当てはまるのか明記されておりません。今後順次公布されていくと思いますが早くも2019年9月より体制を整えていく必要があります。障害者グループホームは公的サービスでありながら、居住でもあります。入居される方々にとって不利益にならない制度になることを願います。

（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）概要参考）

